

# 大隅国正八幡宮領帖佐郷に関する一考察

## —神王面事件を中心に—

日 隈 正 守\*

(2013年10月22日 受理)

The thought about Osumi Province Shō-Hachiman-shrine territory Chōsa country  
—at a center of the incdt referring to the mask in which spirit of Holy Ghost dwelt—

HINOKUMA Masamori

### 要約

本論文では、鎌倉前期大隅国正八幡宮領帖佐郷(郡)(現鹿児島県始良市域)において起きた神王面奪取事件について考察し、この事件が起きた理由や背景について考察した。その結果神王面奪取事件を起こした肥後房良西は、本来大隅国正八幡宮関係者であること、その後御家人として鎌倉幕府と関係を持ち、水上交通上の拠点である帖佐郷の地頭に補任されたこと、修造の完遂を目指す大隅国正八幡宮の起こした訴訟により良西は帖佐郷地頭を解任されたこと、幕府が勝利した承久の乱を契機に、幕府の威を借りて大隅国正八幡宮神王面奪取事件を起こしたが、幕府の支持が得られず没落したこと等を明らかにした。

**キーワード**：大隅国正八幡宮 神王面 帖佐郷 肥後房良西 官方御家人

### はじめに

鎌倉前期大隅国帖佐郷(現鹿児島県始良市域<sup>(1)</sup>)において、良西が大隅国正八幡宮の神王面を奪取している<sup>(2)</sup>。この事件は、今迄事実関係が言及されることはあっても<sup>(3)</sup>、事件の原因・背景が考察されることはあまりなかった<sup>(4)</sup>。

現鹿児島県域は仮面の宝庫であるが<sup>(5)</sup>、鎌倉中期薩摩国阿多北方(現鹿児島県南さつま市金峰町<sup>(6)</sup>)地頭鮫島家高が新田八幡宮領の年貢を押領し、徴税催促のために神王面をつけて阿多北方に赴いた新田八幡宮の神人達に乱暴・狼藉行為をし、神人達がつけていた神王面を奪い取り破壊したり隠したりした。阿多北方地頭鮫島家高は、新田八幡宮の神王面事件が問題とされ、阿多北方地頭を解任された<sup>(7)</sup>。阿多北方地頭鮫島家高が新田八幡宮

\* 鹿児島大学教育学部 教授

領の年貢押領や神王面事件を起こした背景には、薩摩国阿多北方が重要な交易拠点である可能性がある<sup>(8)</sup>。

鎌倉前期大隅国帖佐郷における肥後房良西の大隅国正八幡宮神王面奪取事件の背景については、現時点ではあまり分析されていない。本稿では、鎌倉中期における大隅国帖佐郷における肥後房良西が、大隅国正八幡宮の神王面を奪取した理由・背景について考察していく。

## 一、大隅国正八幡宮領帖佐郷神王面奪取事件について

鎌倉前期肥後房良西による大隅国正八幡宮神王面奪取事件が起きた。この事件に関する史料を、史料①として掲げる<sup>(9)</sup>。

### 史料①

(前略)

#### 一、神王面事

右、如生西申者、彼面者、往古之靈物大菩薩之御躰也、寛元四年八月為明所當之濟否、罷向神領之處、奪取一神王面、奉置百姓下平太之許、打破二王面畢、

承久之比、依正八幡宮領帖佐郷事、御家人良西奪取彼宮王面之間、關東有御沙汰之上、公家被行仗議之處、所奪取之罪、當大辟之由、議奏畢云々、

如行願申者、神王面何物哉、不知名字、若王舞面形欵、大菩薩御躰之由、有何所見哉、不及破損、無奪取之儀、奉置下平太許之由事、不知之、神人寄事於左右、打鼓合聲、響郡内之間、不知手足之所措、若打落欵云々、

打破二神王面事、以問注奉行人康連・基氏等、被實檢之處、無異儀欵、一神王面者、奉置百姓下平太許之由、生西令申之處、不知之旨、行願陳詞、非無矯飭欵、行願或押領不輸神領地本、或遂自由檢注、令減失年貢之間、狼藉事、雖論申、不足信用、然者難遁罪科矣、

(後略)

史料①には、阿多北方地頭鮫島家高(法名行願)が新田八幡宮の神王面を奪取し、破壊したり隠したりした事件について記載されている。その際神王面事件の前例として、鎌倉前期である承久年間大隅国正八幡宮領帖佐郷において、御家人肥後房良西が大隅国正八幡宮の神王面を奪取したことが記されている。良西の行為については、鎌倉幕府において審理された上、朝廷においても審議され、良西が大隅国正八幡宮の神王面を奪取した罪は大罪に該当するということが奏上されている。先学も指摘しているように、良西はこの後没落したと考えられる<sup>(10)</sup>。

史料①に記載されている良西は、御家人と記載されている。良西は、建久九年三月十三

日付大隅国御家人交名注進状<sup>(11)</sup>の中に官方御家人として「肥後房良西」と記載されている。官方御家人は、大隅国正八幡宮神官・神人で源頼朝と主従関係を結んだ武士達のことである<sup>(12)</sup>。良西は、大隅国正八幡宮神官又は神人であり、肥後房と名乗っていることから僧侶であることが確認される。良西は、本来大隅国正八幡宮神官又は神人でありながら、御家人として鎌倉幕府とも関係を持ち、後に本来関係を有していた大隅国正八幡宮と対立し神王面を奪取した人物であると考えられる。

本章では、大隅国正八幡宮領帖佐郷神王面奪取事件について考察した。その結果肥後房良西が大隅国正八幡宮領帖佐郷神王面奪取事件を起こした経緯とその事件の結果、肥後房良西は本来大隅国正八幡宮関係者でありながら、御家人となり鎌倉幕府とも関係を持ち、大隅国正八幡宮と対立関係になり神王面奪取事件を起こしたと考えられることを指摘した。

## 二、大隅国正八幡宮領帖佐郷神王面奪取事件の歴史的背景

本章では、大隅国正八幡宮領帖佐郷神王面奪取事件の歴史的背景について考察したい。大隅国正八幡宮神王面奪取事件を起こした肥後房良西については、『吾妻鏡』に関連記事がある。『吾妻鏡』元久元年(一二〇四)十月十七日条を史料②として掲げる<sup>(13)</sup>。

### 史料②

十七日丙午、大隅國正八幡宮寺訴申事、被經沙汰、是故右幕下御時、掃部頭入道寂忍為正宮地頭之處、宮寺依申子細、被停止其儀訖、其後、又三ヶ所被補三人地頭之間、造宮之功難成之由云々、仍今日、所止彼地頭職等也、帖作郷地頭肥後坊良西、荒田庄地頭山北六郎種頼、万得名地頭馬部入道浄賢云々、廣元朝臣奉行之、

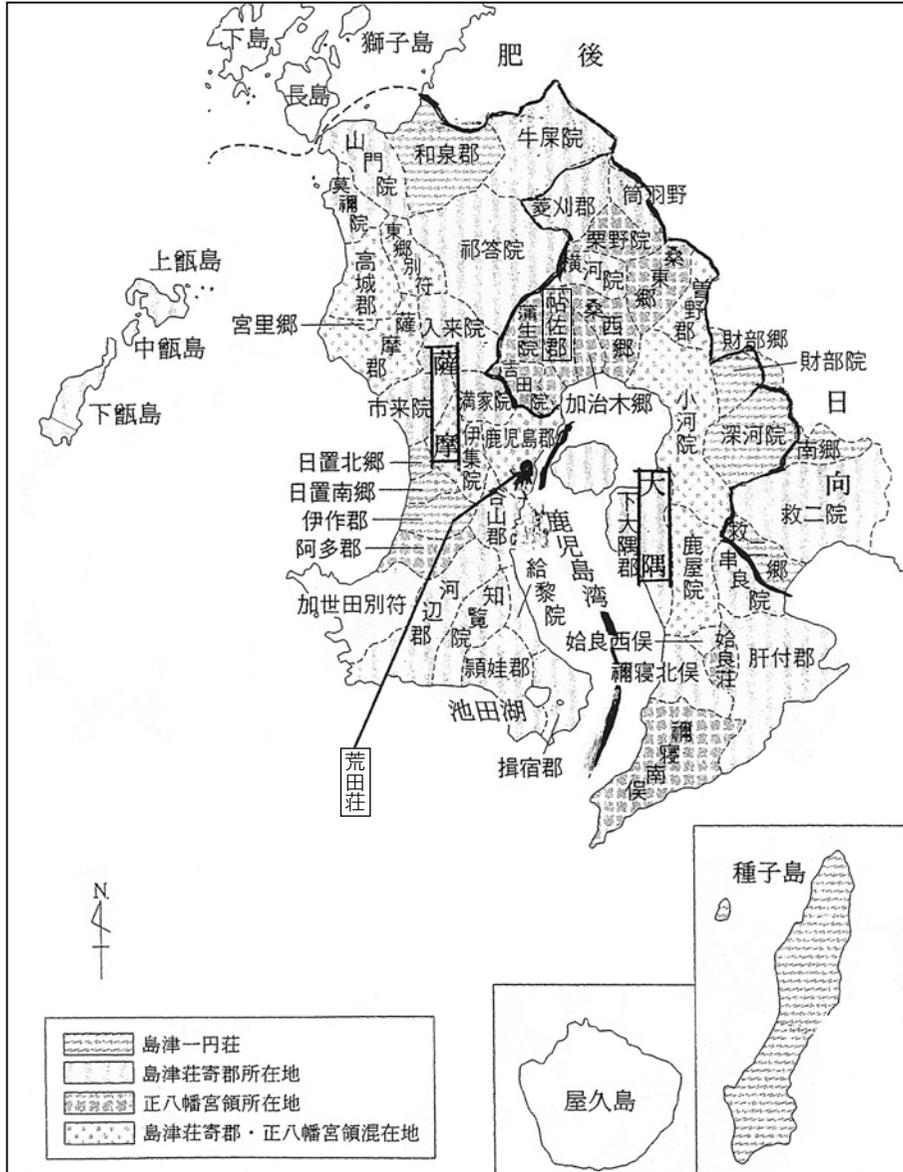
史料②から、これ以前に大隅国正八幡宮が大隅国正八幡宮領内部の地頭職停止を求めて鎌倉幕府に対して訴訟を起こしていること、元久元年十月十七日鎌倉幕府は、大隅国正八幡宮が起こした訴訟に対して、大隅国正八幡宮の主張を認めて、大隅国正八幡宮領内の地頭職を停止していることが分かる。

史料②に、大隅国正八幡宮領における地頭職補任について、是迄の経緯が記載されている。それによると故右幕下(源頼朝)鎌倉幕府将軍在任中に、掃部頭入道寂忍(中原親能)が大隅国正八幡宮領地頭に補任されている。建久八年(一一九七)の時点で中原親能は、大隅国・薩摩国に存在する大隅国正八幡宮領地頭職に在任していることは確認されている<sup>(14)</sup>。中原親能が大隅国正八幡宮領地頭職を解任された時期は詳らかではないが、建久八年以降元久元年以前であることが分かる。恐らく建久十年正月源頼朝死去<sup>(15)</sup>後の時期であると考えられる。

中原親能が大隅国正八幡宮領地頭職を解任された後、大隅国正八幡宮領の中で帖佐郷・

荒田荘・万得名(領)の三箇所に地頭が補任されている。帖佐郷・荒田荘・万得名の三箇所は、大隅国正八幡宮領の中で大隅国正八幡宮にとり重要な社領であることは先学により既に指摘されている<sup>(16)</sup>。帖佐郷・荒田荘の位置を記した図を図表①として掲げる。

図表①中世郷荘図



原口 泉他  
 『(県史46)鹿児島県の歴史』(山川出版社、平成12年)、87頁を基に作成。

帖佐郷・荒田荘・万得名の中で、帖佐郷は最後に考察することにして、先ず荒田荘について検討していく。

荒田荘については、薩摩国建久図田帳に記載がある。薩摩国建久図田帳は、通常島津家に伝来しているものが使用される<sup>(17)</sup>。しかし島津家本薩摩国建久図田帳には、誤植が少なからず存在する。薩摩国建久図田帳の誤植訂正の為に、肝付家文書の中に伝来している薩摩国建久図田帳写<sup>(18)</sup>を照合することにより見出すことが出来る。肝付家本薩摩国建久図田帳写と島津家本薩摩国建久図田帳写とを照合する事により、本来の薩摩国建久図田帳を復元することが可能である<sup>(19)</sup>。本来の薩摩国建久図田帳における薩摩国鹿児島郡荒田荘に関する記載を、史料③として掲げる<sup>(20)</sup>。

### 史料③

鹿児島郡三百二十二町内

島津御庄寄郡

寺領三十七町五段 安楽寺領 下司僧安静

社領八十町 正八幡宮領 地頭掃部頭

府領社七町五段 下司前内舎人康友

郡司前内舎人康友

公領百九十七町

但本宮(郡)司

地頭右衛門兵衛尉

平忠純

史料③から荒田荘は、薩摩国鹿児島郡内に立荘された大隅国正八幡宮領荘園であることがわかる。大隅国正八幡宮が薩摩国鹿児島郡内に荒田荘を立荘した理由は、鹿児島湾が海上交通路として薩摩国と大隅国とを密接に結びつける役割を果たしていた可能性が強い<sup>(21)</sup>ので、大隅国正八幡宮としても薩摩国鹿児島郡内に拠点を持つ必要があったからであると考えられる。荒田荘は、大隅国に至る薩摩国側の重要な水上交通拠点で、大隅国正八幡宮としては把握しておくべき地域に立地していた荘園であったと考えられる。

史料③には、荒田荘地頭として、掃部頭(中原親能)が任命されている。荒田荘の遺称地は、現鹿児島県鹿児島市内甲突川右岸河口近くの荒田・上荒田・下荒田地域である<sup>(22)</sup>。荒田荘内には、大隅国正八幡宮の別宮として荒田八幡宮が勧請されている<sup>(23)</sup>。

史料②から、大隅国正八幡宮領地頭中原親能の地頭解任後に、山北六郎種頼が荒田荘地頭に補任されている。山北六郎種頼は、名前から大蔵氏の一族であると想定される。大蔵氏は大宰府府官であり、薩摩国衛の在庁官人であるとともに島津荘の荘官でもある<sup>(24)</sup>。

平氏の被官であった大蔵氏<sup>(25)</sup>の一族を大隅国正八幡宮領地頭に任命したことは、鎌倉幕

府が大隅国正八幡宮領を支配する上で大藏氏を懐柔し利用する意図があったと考えられる。

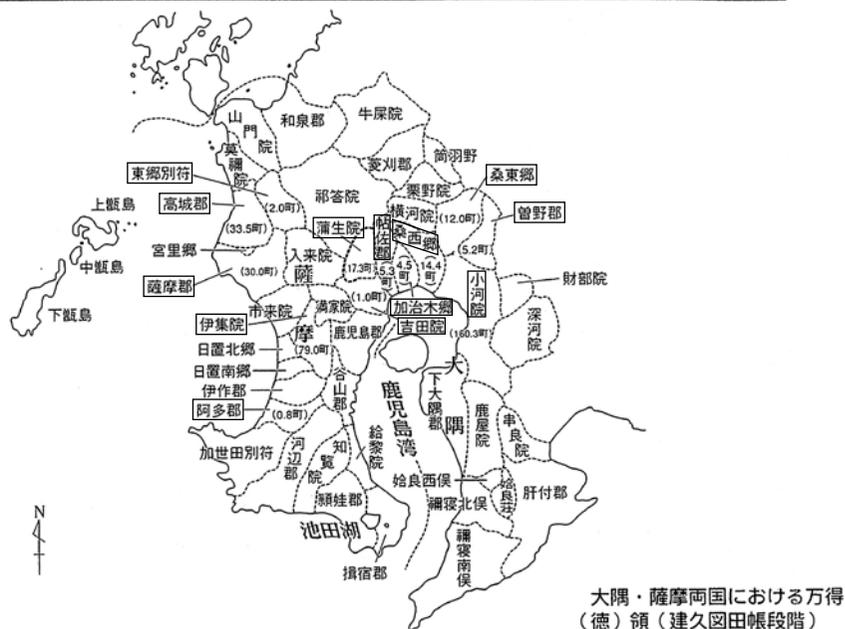
次に万得名につき考察していく。本来万得名は、国衙大所領として成立したと考えられている<sup>(26)</sup>。薩摩国・大隅国両国内に存在している万得名の分布を示した図を図表②として掲げ

図表② 薩摩国における万得(徳)領(薩摩国建久図田帳に拠り作成)

所在地 (郡・院)	定田面積	存在形態	領主名
阿多郡	8段	大隅国正八幡宮一円領	大隅国正八幡宮
東郷別符	2町	大隅国正八幡宮一円領	下司在庁大前道友
高城郡 (万得・草道万得・大河)	33町5段	大隅国正八幡宮半不輸領	
万得	15町	大隅国正八幡宮半不輸領	名主 在庁伴師高
草道万得	15町	大隅国正八幡宮半不輸領 島津荘論	名主 紀大夫正家
大河	3町5段	大隅国正八幡宮半不輸領 島津荘論	万得
薩摩郡 (光富・都浦)	30町	大隅国正八幡宮半不輸領	
光富	20町	大隅国正八幡宮半不輸領	名主 荒河太郎種房
都浦	10町	大隅国正八幡宮半不輸領 島津荘論	万得
伊集院 (上神殿・下神殿 桑波田・野田・ 大田・寺脇・ 飯牟礼・松本)	79町	大隅国正八幡宮半不輸領	
上神殿	18町	大隅国正八幡宮半不輸領	万得
下神殿	16町	大隅国正八幡宮半不輸領	万得
桑波田	5町	大隅国正八幡宮半不輸領	万得
野田	6町	大隅国正八幡宮半不輸領 島津荘論	万得
大田	15町	大隅国正八幡宮半不輸領 島津荘論	本主在庁大前道友 万得
寺脇	8町	大隅国正八幡宮半不輸領 島津荘論	名主在庁大前道友 万得
飯牟礼	3町	大隅国正八幡宮半不輸領	万得
松本	8町	大隅国正八幡宮半不輸領	万得

大隅国における万得（徳）領（大隅国建久図田帳に拠り作成）

所在地 (郡・院郷)	定田数	存在形態
曾野郡	5町2段	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所当弁田、町別10疋）
小河院	160町3段	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所当弁田、町別10疋）
桑東郷	12町	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所当弁田、町別10疋）
桑西郷	14町4段	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所当弁田、町別10疋）
帖佐郡	5町3段大	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所当弁田、町別10疋）
蒲生院	17町3段	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所当弁田、町別10疋）
吉田院	1町	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所当弁田、町別10疋）
加治木郷	4町5段	大隅国正八幡宮半不輸領（国方所当弁田、町別10疋）



拙稿「万得（徳）領再考」  
 （『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文社会科学編』54、平成15年）に拠る一部修正。

薩摩国内の万得名は、高城郡33町5段、東郷別符2町、薩摩郡30町、阿多郡8段、伊集院79町の計145.3町である。高城郡は、薩摩国衙が置かれていたと考えられている<sup>(27)</sup>。図表①を見ると、東郷別符は、高城郡の東隣である。薩摩郡は、高城郡の南隣である。高城郡・東郷別符・薩摩郡内の万得名は、薩摩国衙付近に位置していたと考えられる。

伊集院は、薩摩国衙から離れた所に位置している。しかし伊集院は、薩摩半島中央部の交通の要衝部に位置している<sup>(28)</sup>。また阿多郡は、国内外交易拠点であった可能性がある

地域である<sup>(29)</sup>。薩摩国内の万得名の分布は、薩摩国衙の周辺と薩摩国内の交通の要衝部に位置していたことが分かる。薩摩国内の万得名の分布のあり方は、万得名が本来国衙領であったことと関係していると考えられる。

大隅国内の万得名は、曾野郡5町2段・小河院160町3段・桑東郷12町・桑西郷14町4段・帖佐郡(郷)5町3段大・蒲生院17町3段・吉田院1町・加治木郷4町5段であり、計220町余である。

桑東郷は、中世において大隅国衙が置かれていたと考えられている所である<sup>(30)</sup>。図表②を見ると、曾野郡・小河院・桑西郷は、桑東郷に隣接している地域である。帖佐郷・蒲生院・加治木郷は、鹿児島湾に面していて、水上交通の要衝であったと考えられている。大隅国内の万得名の分布は、大隅国衙が位置していた桑東郷の周囲と水上交通の要衝であると考えられている領域に分布していたことが分かる。

万得名は、薩摩国・大隅国両国内に分布している。万得名は、各々国衙周辺地や交通上の要衝に存在していた。万得名は、本来薩摩・大隅国衙が国一宮の神事・修造等の経費を賄うために設定したもので、結果的に多くは大隅国正八幡宮領になったが、中には新田八幡宮領になったところもある<sup>(31)</sup>。万得名は、国衙付近や交通上の要衝に位置していたと考えられる。

前掲史料②によると、大隅国正八幡宮領地頭は中原親能であった。中原親能地頭職罷免後万得名地頭に補任された馬部入道浄賢の出自は詳かではないが、大隅国正八幡宮と何らかの関係を有していた可能性はあると思う。前述の通り元久元年十月十七日万得名地頭馬部入道浄賢は、大隅国正八幡宮側の訴訟により、地頭職を罷免されている。

最後に帖佐郷について考察していく。帖佐郷の来歴に関する史料を史料④として掲げる<sup>(32)</sup>。

#### 史料④

一、百日大般若同最勝講供新米廿四石事

右供新者、去保安年中奉為 大菩薩御崇敬、知足院禪定天(殿カ)下以帖佐郷御寄進當宮之間、以供新米廿□(七カ)石五斗、無退轉被下行衆徒畢、(以下略)

史料④によると、保安年中(1120～1124)知足院禪定殿下(藤原忠実)は帖佐郷を大隅国正八幡宮に寄進している。白河院政期である保安年間、藤原忠実は藤原摂関家領荘園の拡大に全力を挙げていた<sup>(33)</sup>。大隅国内にも、当該期藤原摂関家領荘園島津荘域は一程度拡大していた<sup>(34)</sup>。こうした動きの中で、始良郷も藤原摂関家領荘園島津荘域に含まれていたと考えられる。

保安年間藤原忠実は、帖佐郷を大隅国正八幡宮に寄進した。忠実のこの行為は、大隅国司や朝廷に対する融和策であると考えられる。当該期藤原忠実は、島津荘域を拡大させて

いた。藤原摂関家領荘園を集積し、白河法皇や院近臣の忠実に対する警戒感が強くなっていた<sup>(35)</sup>。忠実は、白河法皇や院近臣達の不安を取り除き融和策を講じる意味で、帖佐郷を大隅国正八幡宮に寄進したと考えられる。

平安末期～鎌倉期における帖佐郷の状態について、窺い知ることができる史料がある<sup>(36)</sup>。本史料を史料⑤として掲げる。

### 史料⑤

帖佐郡二百七(二カ)十一丁大

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

為半不輸，正税官物者弁済於国衙也，

御供田九丁七段小

寺田廿六丁六段

小神田六十四丁九段半

大般若三丁

經講浮免十四丁二段 聖朝府国御祈禱祈，

国方所当弁田

万得五丁三段大<sup>丁別十疋</sup>

恒見八丁七段大<sup>丁別十九疋三文</sup>

宮吉五丁<sup>丁別八疋</sup>

正政所十丁<sup>丁別十五疋</sup>

権政所五丁<sup>丁別十五疋</sup>

公田六十八丁四段半<sup>丁別廿疋村々十箇所</sup>

史料⑤によると、帖佐郷は大隅国正八幡宮領であることが分かる。大隅国内の他の郡院郷では大隅国正八幡宮一円領である御供田・寺田・小神田・大般若、朝廷・大宰府・大隅国衙の支配安泰を祈願するために大隅国正八幡宮で行われる神事の費用を捻出するために大隅国衙領に設定された經講浮免田、万得・恒見・宮吉・正政所・権政所・公田等大隅国衙にも税をおさめる一方大隅国正八幡宮にも年貢を納める大隅国正八幡宮半不輸領から構成されていることが分かる。

但し帖佐郷全体は、史料⑤に「為半不輸，正税官物者弁済於国衙也」と記載されているように大隅国正八幡宮半不輸領である。故に通常大隅国正八幡宮一円領となっている御供田・寺田・小神田・大般若は、帖佐郷では大隅国正八幡宮半不輸領になっている。大隅国衙と大隅国正八幡宮とは密接な関係を有している。しかし帖佐郷内には大隅国正八幡宮一円領存在せず、帖佐郷全体が大隅国正八幡宮半不輸領となっているのは、大隅国衙にとり帖佐郷が余程重要な地域であったことを示していると考えられる。恐らく帖佐郷は、別府川

が水運のルートで、大隅国衙にとり交通上重要な地域であったと考えられる。帖佐郷は、水上交通上の要衝であると考えられるので、鎌倉幕府は帖佐郷に地頭を配置したと考えられる。

以上中原親能が大隅国正八幡宮領地頭を解任された後、鎌倉幕府が地頭を置いた荒田荘、万得名、帖佐郷について検討してみた。その結果荒田荘、万得名、帖佐郷は何れも水上交通の要衝と考えられることを確認した。故に荒田荘・万得名・帖佐郷は、大隅国正八幡宮にとり重要な社領であったと推測される。従って鎌倉幕府が大隅国正八幡宮領地頭中原親能解任後、この三箇所へ地頭を置いた理由は、この三箇所が大隅国正八幡宮にとり特に重要な社領であったからである。

鎌倉前期大隅国正八幡宮は、修造に取り組んでいた<sup>(37)</sup>。しかし大隅国正八幡宮の修造を成し遂げるために、大隅国正八幡宮は社領に置かれた地頭を解任に追い込む必要があった。前掲史料②に記載されているように、大隅国正八幡宮は鎌倉幕府に訴訟し、地頭中原親能を解任させた。中原親能の地頭解任後鎌倉幕府は、大隅国正八幡宮領帖佐郷、荒田庄、万得名の三箇所に各々肥後房良西、山北六郎種頼、馬部入道浄賢を地頭に補任した。これに対して大隅国正八幡宮は、大隅国正八幡宮の重要な社領三箇所に地頭が補任されていることで、大隅国正八幡宮の修造が遅れることを懸念し、社領内三箇所の地頭全廃を鎌倉幕府に要求して訴訟した。この結果前述の様に元久元年十月十七日鎌倉幕府は、大隅国正八幡宮の訴訟を認めて大隅国正八幡宮社領内の三人の地頭を解任した。

承久年間大隅国正八幡宮の神王面を奪取した肥後房良西は、前述した様に本来大隅国正八幡宮関係者であり、御家人となり鎌倉幕府から帖佐郷地頭に補任された。帖佐郷は水上交通の要衝であり、地頭得方も多く存在していたと考えられる。肥後房良西は、恐らくは帖佐郷内の領主であり、幕府権力を背景に帖佐郷地頭に補任された。しかし大隅国正八幡宮の訴訟により、肥後房良西は帖佐郷地頭を解任された。地頭解任後肥後房良西は、勢力回復の機会を窺っていた。承久の乱で鎌倉幕府が朝廷に勝利した後、肥後房良西は鎌倉幕府勝利に乗じて大隅国正八幡宮に攻勢に出て神王面奪取事件を起こした。しかしその結果良西は朝廷・幕府から処分されて、没落したと考えられる。

本章では、肥後房良西が大隅国正八幡宮の神王面奪取事件を起こした理由を考察するために、良西が地頭職に補任された帖佐郷や荒田荘・万得名を分析し、良西が何を意図して承久年間に大隅国正八幡宮神王面奪取事件を起こしたか、その理由を考察した。良西は、交通上要衝である帖佐郷の支配回復を意図して、承久の乱における鎌倉幕府の勝利に乗じて大隅国正八幡宮の神王面を奪取した。しかし良西の思惑に反して、良西は朝廷・幕府により処罰され、良西の意図は失敗した。

## おわりに

本稿では、承久年間大隅国正八幡宮神王面奪取事件が起きた原因について考察した。そ

の結果神王面奪取事件を起こした良西は、本来大隅国正八幡宮関係者であると考えられること、良西は御家人になり、鎌倉幕府に結びつき帖佐郷地頭に補任されたこと、修造を達成することを旨とした大隅国正八幡宮の訴訟により良西は帖佐郷地頭を解任されたこと、承久の乱後鎌倉幕府勝利の結果良西は大隅国正八幡宮神王面奪取という非合法的手段を用いて帖佐郷回復を意図したが、朝廷・幕府の処罰により良西は没落することになった。

今後は、良西達を地頭に補任することにより、大隅国正八幡宮に支配を及ぼそうとした鎌倉幕府側の支配のメカニズムを明らかにしていきたい。

- (1)『日本歴史地名大系(四七) 鹿児島県の地名』(平凡社、平成一〇年)、鹿児島県始良郡始良町帖佐郷項、但し本書出版後平成の市町村合併により鹿児島県始良郡始良町域は鹿児島県始良市域と変更されている。
- (2)鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ十』(鹿児島県、平成十七年)、新田神社文書、史料番号七十一号、宝治元年十月二十五日付関東下知状案、一、神王面事。
- (3)五味克夫「大隅の御家人について(上)」(『日本歴史』130、昭和三十四年)、同「大隅国正八幡宮領帖佐郷小考」(『鹿児島大学法文学部紀要文学科論集』八、昭和四十七年)。
- (4)栗林文夫氏は、「薩摩川内市里八幡神社所蔵の大般若経について」(『黎明館調査研究報告』24、平成二十四年)の中で、肥後房良西の大隅国正八幡宮領帖佐郷における大隅国正八幡宮神王面奪取事件について、帖佐郷における大隅国正八幡宮の徴税行為に関する紛争が原因であると推測している。
- (5)向山勝貞『(かごしま文庫57)南九州の民俗仮面』(春苑堂出版、平成十一年)、十六頁～二十一頁。
- (6)『日本歴史地名大系(47) 鹿児島県の地名』、日置郡金峰町阿多北方項。
- (7)『鹿児島県史』(一)(鹿児島県、昭和十四年)、第四編守護時代、第二章庄園の推移、第二節薩摩の庄園と諸豪族、東郷義弘「薩摩国の鮫島氏と二階堂氏について」(『史創』6、昭和三十八年)、江平望「古代末期の薩南平氏—とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について—」(『知覧文化』9、昭和四十七年)、同「薩摩国守護代について」(『鹿児島中世史研究会報』38、昭和五十四年)。
- (8)宮下貴浩「持鉢松遺跡の遺物から見た中世の南薩摩について」(『鹿児島中世史研究会報』52、平成九年)、同「中世前期の持鉢松遺跡」(『金峰町埋蔵文化財発掘調査報告⑩』持鉢松遺跡)(鹿児島県日置郡金峰町、平成十年)、柳原敏昭「中世の万之瀬川下流地域と持鉢松遺跡」(『(金峰町埋蔵文化財発掘調査報告⑩)持鉢松遺跡』、平成十年に「中世前期南薩摩の湊・川・道」と改題され、村井章介・藤原良章編「中世のみちと物流」(山川出版社)に収録、同二十三年に同「中世日本の周縁と東アジア」(吉川弘文館)に再録)、宮下貴浩「鹿児島県持鉢松遺跡と出土陶磁」(『貿易陶磁研究』18、平成十年)、柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日本史研究』448、平成十一年、同二十三年に同「中世日本の周縁と東アジア」に再録)、拙稿「律令国家の変質と中世社会の成立」(原口泉他『鹿児島県の歴史』(山川出版社、平成十一年))、同「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』52、平成十三年)、市村高男「11～15世紀の万之瀬川河口の性格と持鉢松遺跡—津湊泊・海運の視点を中心とした考察—」・大庭康時「博多遺跡群の発掘調査と持鉢松遺跡」・宮下貴浩「山岳寺院と港湾都市の一類型—小園遺跡と観音寺の調査を中心として—」・柳原敏昭「平安末～鎌倉期の万之瀬川下流地域—研究の成果と課題」(『古代文化』55-2、平成十五年)、山本信夫「12世紀前後陶磁器から見た持鉢松遺跡の評価—金峰町出土の焼き物から追求する南海地域の貿易・流通」(『古代文化』55-3、平成十五年)、柳原敏昭「中世日本の周縁と東アジア」等。
- (9)鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ十』、新田神社文書、史料番号七十一号、宝治元年十月二十五日付関東下知状案、一、神王面事。
- (10)五味克夫「大隅の御家人について(上)」、同「大隅国正八幡宮領帖佐郷小考」。
- (11)五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」(『日本歴史』142、昭和三十五年)。
- (12)五味克夫「大隅の御家人について(下)」(『日本歴史』131、昭和三十四年)。
- (13)『新訂増補國史大系(普及版)吾妻鏡 第二(前篇下)』(吉川弘文館、昭和四十六年)、621頁。
- (14)東京帝国大学編『大日本古文書 家わけ十六(鳥津家文書)之一』(東京帝国大学文学部史料編纂所、昭和十七年、同五十七年に財團法人東京大学出版会により覆刻)、史料番号164号、建久八年(一一九七)六月 日付薩摩国岡田帳写、以下鳥-164又は薩摩国建久岡田帳と略記する。五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (15)高橋典幸『日本史リブレット026』源頼朝 東国を選んだ武家の貴公子(山川出版社、平成二十二年)、87頁。
- (16)森本正憲「薩隅の万徳領について」(『大分工業高等専門学校研究報告』10、昭和四十九年、同五十九年に同「九州中世社会の基礎的研究」文献出版に再録)。
- (17)鳥—164。
- (18)鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ二』(鹿児島県、平成三年)、肝付文書、史料番号525号、建久八年六月 日付薩摩国岡田帳写。
- (19)江平望「喜入肝付家文書『伴姓統譜』所収薩摩国建久岡田帳断簡について」(『鹿児島中世史研究会報』34、昭和五十年)、同、

- 同「校訂 薩摩国建久岡田帳—南薩八郡院別府の記載について—」(『知覧文化』29, 平成四年, 同八年同『島津忠久とその周辺 中世史料散策』高城書房出版に再録)。
- (20) 江平望「校訂 薩摩国建久岡田帳—南薩八郡院別府の記載について—」。
- (21) 森本正憲「中世初期地域政治史論[Ⅲ]」(『大分工業高等専門学校研究報告』三十, 平成六年, 同十五年に同『中世成立史の基礎的研究—九州の視座から—』文献出版に再録)。
- (22) 網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史(10) 四国・九州地方の荘園 付総索引』(吉川弘文館, 平成十七年), 薩摩国荒田荘項。
- (23) 『日本歴史地名大系(四七) 鹿児島県の地名』, 鹿児島市荒田荘項。
- (24) 藤野秀子「大宰府府官大蔵氏の研究」(『九州史学』53・54, 昭和四十九年)。
- (25) 石井進『石井進著作集(1) 日本中世国家史の研究』(岩波書店, 平成十六年), 85頁～93頁。
- (26) 石井進「中世国衙領支配の構造」(『信濃』25-10, 昭和四十八年, 平成十六年同『石井進著作集(4) 鎌倉幕府と北条氏』岩波書店に再録), 拙稿「万得(徳)領再考」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』54, 平成十五年)。
- (27) 『日本歴史地名大系(四七) 鹿児島県の地名』, 川内市項, 川内市薩摩国府跡項。
- (28) 『日本歴史地名大系(四七) 鹿児島県の地名』, 日置郡伊集院町伊集院項。
- (29) 柳原敏昭「中世の万之瀬川下流地域と持鉢松遺跡」(『金峰町埋蔵文化財発掘調査報告書⑩』持鉢松遺跡(金峰町, 平成十年), 同「中世前期南薩摩の湊・川・道」(村井章介・藤原良章編『中世のみちと物流』(山川出版社, 平成十一年, 同二十三年に同『中世日本の周縁と東アジア』吉川弘文館に再録)), 同「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日本史研究』448, 平成十一年, 同二十三年に同『中世日本の周縁と東アジア』に再録), 拙稿「律令国家の変質と中世社会の成立」(原口泉他『鹿児島県の歴史』(山川出版社, 平成十一年, 第三章))同「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」, 柳原敏昭「平安末～鎌倉期の万之瀬川下流地域—研究の成課と課題」(『古代文化』55-2, 平成十五年)等。
- (30) 田中健二「大隅の国府について—国府府中説の再検討—」(『九州史学』70, 昭和五十五年)。
- (31) 拙稿「万得(徳)領再考」。
- (32) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ十』桑幡家文書, 史料番号4号, 暦應二年十一月 日付大隅国正八幡宮講衆・殿上等訴状案。
- (33) 元木泰雄「人物叢書 藤原忠実」(吉川弘文館, 平成十二年), 第五, 摂関家再興の努力。
- (34) 小川弘和「摂関家領島津荘と〈辺境〉支配」(『熊本学園大学論集『総合科学』』13-2, 平成十九年)。
- (35) 元木泰雄「人物叢書 藤原忠実」, 第五, 摂関家再興の努力。
- (36) 五味克夫「大隅国建久岡田帳小考—諸本の校合と田数の計算について—」。
- (37) 江平望「建久末年の薩摩・大隅両国の事情—大隅国正八幡宮造営問題をめぐって—」(『ミュージアム知覧紀要』4, 平成十年), 同「鎌倉初期の豊玉姫神社—府領社開闢宮領の正八幡宮論について—」(『知覧文化』36, 平成十一年)。